

高松市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月29日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

平成24年度定期監査結果報告等について

第1 市民政策局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成23年度および平成24年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	局	事 務	
市民政策局	政策課 (男女共同参画推進室) (水環境対策室) (ユニバーサルデザイン推進室) 地域政策課 (市民協働推進室) (交通安全対策室) 市民やすらぎ課 市民権啓発課 <コンパクト・エコシティ推進部> まちづくり企画課 交通政策課	平成23年度および平成24年4月1日から同年12月25日までの行政事務の執行および財務に関する事務の執行	平成24年12月26日から平成25年3月1日まで

(2) 監査の方法

平成23年度および平成24年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの

発注簿等に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領の規定に基づき適正に行わなければならないが、支出負担行為兼支出命令の起案および回議に当たっては、同要領第4項の規定により発注簿等を確認するとともに、主管の長は、高松市出納員規則第2条第4項の規定により審査出納員として支出負担行為の確認をし、管理台帳および発注簿は、同要領第8項の規定により、必要事項を正しく記載し、適宜、記載事項の確認や点検、照合を行わなければならないが、政策課の瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書ファイル購入、地域政策課の鬼無校区防犯灯撤去工事および地域政策課交通

安全対策室の交通教室用参考図書購入に係る発注簿については、記載事項に不備や誤りがあるもの、発注簿の決裁処理がなされないまま執行されているものが見受けられたので、今後は、これらの規定により、発注簿等に係る事務処理を適正に行われたい。

(政策課，地域政策課，地域政策課交通安全対策室)

イ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、政策課の第5次高松市総合計画概要版作成業務委託契約，地域政策課の屋島東コミュニティセンターシロアリ駆除業務委託契約，地域政策課交通安全対策室の高松春のまつり「フラワーフェスティバル&交通安全フェア2012」会場設営撤去業務委託契約，市民課の戸籍総合システムハードウェア保守委託契約および交通政策課の塩江町バス車庫敷地内土壌掘削・運搬・分析業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれておらず、また、人権啓発課の第27回田村文化センター文化祭パネル設置業務委託契約の仕様書には、新たに記載する事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(政策課，地域政策課，地域政策課交通安全対策室，市民課，人権啓発課，交通政策課)

ウ 見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの

平成23年2月28日付け高契号外財務部長，会計管理者通知「執行伺，契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが、地域政策課の国分寺南部コミュニティセンター非常放送設備設置工事に係る見積徴取伺決裁および地域政策課交通安全対策室の第32回高松市交通安全高齢者自転車大会参加者啓発資材の購入に伴う見積徴取伺決裁では、履行保

証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。

(地域政策課，地域政策課交通安全対策室)

エ 工事写真を適正に撮影すべきもの

1 者を特定して行った契約に係る工事写真については、発注簿等財務処理要領第5項第2号の規定により、別記「写真の撮り方」に従い、工事に着手した日について、工事写真に写し込む小黒板にその日を記載するか、カメラの機能によりその日を工事写真に写し込むこととされているが、市民やすらぎ課の峰山墓地敷地内給水管漏水修繕工事および交通政策課の国分寺町外1町コミュニティバスバス停修繕工事に係る工事写真については、着手日の確認ができないので、今後、同種の工事を発注する場合には、同規定により、適正な工事写真を撮影するよう施工業者を指導されたい。

(市民やすらぎ課，交通政策課)

オ 完了届を提出させ、検収事務を適正にすべきもの

高松市男木交流館管理業務委託については、高松市契約事務処理要綱第83条第1項に規定する完了届が受託者から提出されておらず、また、高松市契約規則第30条第5項に規定する検収調書が作成されないまま事務処理されているので、今後は、これらの規定により、完了届を提出するよう受託者を指導するとともに、検収調書を作成し、適正な検収事務を行われたい。

(地域政策課)

カ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことを規定しているが、平成24年度廃食油収集ステーションの実施に伴う業務委託および平成24年度廃食油収集ステーションの実施に伴う廃食油処理業務委託に係る見積徴取伺決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、

仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(地域政策課)

キ 支出負担行為何に係る事務処理を適正にすべきもの

50万円以下の委託料に係る支出負担行為何の決裁を受ける場合には、高松市文書規程第16条および別表第2第3項第13号の規定により、財政課審査を受けなければならないが、平成24年度国分寺支所および国分寺図書館消防設備保守点検業務に係る支出負担行為何決裁では、その審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。

(地域政策課)

ク 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準では、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第5条の規定により使用料を減免できる基準を規定しているが、塩江支所および香南支所の行政財産に係る使用許可何決裁では、使用料免除の決定に当たり、免除する理由を記載していないものが見受けられたので、今後は、同基準に基づく理由を記載されたい。

(地域政策課)

ケ 普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、高松市文書規程第16条および別表第2第4項第5号の規定により、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、香南支所、香川支所および牟礼支所の普通財産に係る貸付決定何決裁では、その審査を受けていないものが見受けられたので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。

(地域政策課)

コ 証書類の訂正について適正にすべきもの

高松市会計規則第8条第2項では、収支に関する証書類の金額、数量は、改ざん、またはそう入することができず、首標金額を除く文字を訂正またはそう入する場合は、2線を引き、その右側または上

部に正書証印し，訂正削除した文字は，明らかに読むことができるようにしておかなければならないと規定しているが，業務委託や補助金に係る請求書等および物品購入に係る発注簿について，記載事項の訂正方法が不適切なものが多数見受けられたので，今後は，同項の規定により，証書類の訂正を適正に行われたい。

(市民やすらぎ課)

サ 検収調書の確認に係る決裁行為を適正にすべきもの

検収調書の確認については，執行伺の決裁者が局長より上位の場合には，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第20項の規定により，局長までの決裁を受けなければならないが，平成23年度人権相談事業委託に係る検収調書のうち，局長決裁とすべきところ，課長決裁で事務処理されているものが見受けられたので，今後は，これらの規定により，適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

(人権啓発課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

地域まちづくり交付金交付に係る事務処理について

平成23年度予算の執行方針では，補助金等交付申請書に添付する収支予算書について，より明確な区分と積算等内訳の記載を申請者に対し指導することとしているが，平成23年度地域まちづくり交付金に係る収支予算書および収支決算書では，各項目に所要額または決算額は記載されているものの，摘要欄に記載がなく，その積算や支出の根拠が明らかになっていないものが見受けられたので，今後は，同交付金交付申請者に対し，摘要欄への記載や事業内容の確認ができる資料を添付するよう指導するとともに，これに基づき，交付決定の審査や実績確認を行い，交付金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

(地域政策課)